

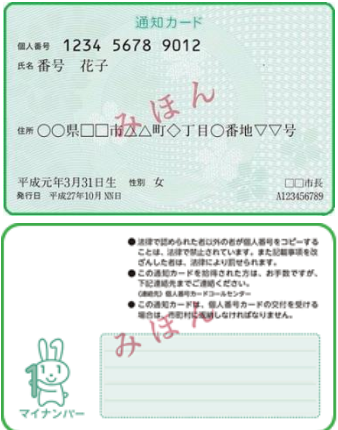


## マイナンバーに関する本人確認書類確認チェックシート

マイナンバーに関する本人確認については、「番号確認」と「身元確認」に分類され、それぞれ提出していただく書類の組み合わせは、以下のとおりです。介護支援専門員資格に関する各申請書等と併せて御提出いただきますようお願いいたします。

- 番号確認とは ⇒ 「正しいマイナンバーであることの確認」
- 身元確認とは ⇒ 「申請者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認」

※「個人番号通知書」は、番号確認書類及び身元確認書類として使用出来ません。

	番号確認書類	身元確認書類
ア	<p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード裏面の写し</p> 	<p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード表面の写し</p> 
イ	<p>【以下のうち、<u>いずれか1点</u>】（イ・ウ共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーが記載された住民票</li> <li>※原本、6月以内に交付されたもの</li> <li>※申請者のみのマイナンバーが記載されたもの</li> <li>申請者以外のマイナンバーが記載されているものは受理出来ません。</li> </ul>	<p>【以下のうち、<u>いずれか1点の写し</u>（顔写真付きの身分証明書）】</p> <p>※有効期限があるものは、提出時に有効期間内のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証（両面）／旅券（パスポート）／身体障害者手帳／</li> <li><input type="checkbox"/> 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）／</li> <li>在留カード／特別永住者証明書</li> </ul>
ウ	<p><input type="checkbox"/> 通知カード両面の写し</p> <p>※氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、使用可能です。</p> 	<p>【上記書類の提出が困難な場合、以下のうち、<u>いずれか2点の写し</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 年金手帳・基礎年金番号通知書（※1）／資格証明書／源泉徴収票／</li> <li>国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書（発行から6月以内）／</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（原本・交付から6月以内）</li> </ul> <p>（※1）基礎年金番号部分を隠したものを提出してください。</p> <p>※住民票については、6月以内に交付された原本を御提出ください。</p> <p>※住民票を番号確認書類として使用した場合は併用出来ません。</p>